

令和2年7月10日

会 員 各 位

公益社団法人奈良県柔道整復師会
会 長 川 口 貴 弘
保険部長 前 田 貴 史

「新型コロナウイルス感染症の労災補償における取扱いについて」

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

標記について、公益社団法人日本柔道整復師会から連絡がございましたのでお知らせ致します。

敬具

記

柔道整復師の場合、施術中に新型コロナウイルス感染した患者からの感染が考えられますが、厚生労働省から都道府県労働局労働基準部長宛の通知（令和2年4月28日付）において、柔道整復師は医療従事者以外の労働者に該当し、具体的な取扱いについては、感染経路が特定されたものとして、「感染源が業務に内在していたことが明らかに認められる場合には、労災保険給付の対象となること。」とされています。

労災保険給付の対象となるか否かの判断については、請求書が提出された後に行われることとなり、審査を経て決定されるもので個々の事例により適切に判断されることとなります。

また、これから先も爆発的に感染者が発生する可能性がある状況ですので、このように「新型コロナウイルス感染症」について、労災補償の考え方が示されたことを機会に、1人以上の労働者を雇用し、使用している雇用者について、労働保険関係が成立しているが、事業主である本人は未加入の会員の方々も、「特別加入制度のしおり」を参考にいただき、特別加入者として労災保険への加入について検討することも必要と考えております。

以上

尚、「特別加入制度のしおり」は、昨年で開催しました、令和元年度奈良県柔道整復師保険講習会で配布済みです。必要な方は、事務局にお問合せ下さい。